平成２８年（フ）第５８０号
東京都武蔵野市境南町２丁目７番１号コーポひろし205
債務者　藤本　重隆
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２６号
東京都昭島市田中町３丁目５番17―705号
債務者　北村　福慶
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８６号
静岡市駿河区池田1382番地の35　ビューパレー池田Ａ203号、旧住所静岡市駿河区小鹿３丁目１番40号　シャルマン小鹿101
債務者　柴和見こと　金　　和見
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
愛知県豊橋市草間町字二本松55番地（105）
債務者　平八重亜樹
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９号
大分県杵築市山香町大字立石4546番地
債務者　高橋　一仁
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午後３時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
長崎県南島原市深江町丁2659番地
債務者　菊田　公人
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
栃木県足利市大前町1289番地８　ＴＭハイツ104、前住所栃木県足利市葉鹿町１丁目35番地19
債務者　大谷　邦夫
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第９６号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原616番地１
債務者　上間　義雄
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第９７号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原616番地１
債務者　上間　百合
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４７号
栃木県足利市常見町３丁目１番地11
債務者　イケダ留理子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６３号
愛知県豊川市蔵子２丁目15番地29　ボナール203号、従前の住所愛知県豊川市蔵子２丁目２番地９
債務者　坂本エメルソンこと　コヘア　バルゲレ　エメルソン　サカモト
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６４号
愛知県豊川市蔵子２丁目15番地29　ボナール203号、従前の住所愛知県豊川市蔵子２丁目２番地９
債務者　坂本ジュシデイアこと　サカモトジュシデイア　ロバト　フェルナンデス
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１４８５号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目８番36号
債務者　糸井　弘美
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９１号
神奈川県大和市南林間７丁目１番12号
債務者　高崎　文子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１４号
横浜市旭区若葉台１丁目10番1012号
債務者　山岸　由佳（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部